

令和6年度 第2回 北栄町社会教育委員会兼北栄町公民館運営審議会

日時 令和6年12月2日(月)
午後1時30分～午後3時
場所 北栄町役場 大栄庁舎
3階 第一委員会室

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 定足数の確認

委員 10 名中____人出席

4 議事録署名委員の指名

- ・三村委員長
- ・()

ご参加いただいた研修について、
情報共有しましょう。

5 協議・報告事項

(1) 研修報告

鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会 (P. 2～5)

(2) 報告

大栄分館建替設計方針について (別冊資料)

(3) 令和6年度の主な事業の中間報告・令和7年度事業に向けて

- ① 生涯学習課 文化・スポーツ推進室 (P. 6～17)
- ② (一財) 北栄スポーツクラブ
- ③ 生涯学習課 人権教育推進室
- ④ 中央公民館
- ⑤ 中央公民館大栄分館
- ⑥ 図書館

中間報告と来年度の事業予定の説明を聞いていただき、予算編成に向けてご意見をください。(このまま継続・もっと拡充・廃止など)

(4) その他

・中部ハイスクール2024について

6 その他

7 閉 会

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

委員名簿

番号	氏 名	所 属 等	構 成 等
1	小田 信之	大栄小学校代表	学校教育関係者
2	萬 章夫	北条中学校代表	
3	田中 幸世	北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4	井上 阿佑美	大栄中学校PTA代表	
5	安田 千秋	町女性会代表	
6	秋本 民夫	自治会長会代表	
7	別本 勝美	文化団体代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者
8	三村 章雄	青少年育成関係者	
9	清水 武		学識経験者
10	玉木 純一		

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

<事務局出席者>

番号	氏 名	職 名	所 属 等	備 考
1	笠見 隆志	教育長	教育委員会	
2	渡辺 健二	課長	生涯学習課	
3	福庭 克展	室長	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	
4	松尾 大介	館長	中央公民館	
5	田中 葉子	館長	図書館	
6	中江 人美	館長	北栄人権文化センター (ほくほくプラザ)	
7	永田 洋子	理事長	(特非)まちづくりネット	中央公民館 大栄分館
8	荒川 辰也	事務局長	(一財)北栄スポーツクラブ	
9	穴戸 史歩	主事兼 社会教育主事	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	

令和6年度鳥取県社会教育振興大会兼鳥取県社会教育委員研修会

令和6年度大会テーマ 「輝き躍動する鳥取県社会教育の未来～今こそ社会教育の出番です！～」

1 趣 旨

全県社会教育委員をはじめ社会教育関係者が、地域づくりや人づくりに向けた生涯学習・社会教育活動の今後のあり方について考え、ひいては県内の社会教育の充実に資することを目的として開催されました。

2 日 時 令和6年11月13日(水) 午前10時30分～午後4時

※午後は社会教育委員研修会

参加者：玉木副委員長・清水委員、別本委員、安田委員

(事務局) 笠見・渡辺・福庭・松尾

田中・宍戸

掲示発表 北栄町図書館

内 容：〈午前〉

【講演】

テーマ「「変化する時代の社会教育推進の方向性について」

講師 栃木県立真岡工業高等学校 校長 井上 昌幸 氏

((元) 文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
専門調査員・社会教育調査官)

ご参加いただいた委員のみなさんから
研修についてお話いただき、みんなで
共有しましょう！

〈午後〉社会教育委員研修会

【ワークショップ】

テーマ「人々のウェルビーイングを実現するために

社会教育委員が取り組むこと」

講師 栃木県立真岡工業高等学校 校長 井上 昌幸 氏

〈その他〉

【実践発表】 倉吉市、智頭町、琴浦町、日吉津村、大山町、江府町、
青少年育成鳥取県民会議、美術館

【掲示発表】 境港市、若桜町、八頭町、北栄町、伯耆町、日野町
鳥取県PTA協議会、日本ボーイスカウト鳥取連盟

※「掲示資料」と「実践発表資料」は県社会教育課ホームページにアップされる予定です。

(URL) <https://www.pref.tottori.lg.jp/45401.htm>



県社会教育課 HP

令和6年度 鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会

北栄町社会教育委員 玉木純一

本年度の鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会が、令和6年11月13日、エースバック未来中心で開催された。

午前中は開会行事のあと、全体会で栃木県立真岡工業高校校長、井上昌幸氏の基調講演。テーマは「変化する時代の社会教育推進の方向性について」。井上昌幸氏は、文部科学省中央教育審議会専門委員、国立教育政策研究所フェロー、日本生涯教育学会受任理事などを歴任されてこられたとのこと。

講演内容は、①「教育」が目指す方向性について ②社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方 ③皆さんの役割を考える ④地域づくりにおける社会教育の役割 ⑤社会教育の新たな役割を考える。

資料に沿って、パワーポイントのスライドを見せながら話をされていました。この中で社会教育委員の役割としては、「地域の実情を把握し、地域課題解決のために取り組むべき施策の方向性を提言する」こと。地域住民の状況を把握し、地域の活性化のために、地域づくりの提言することが求められています。

午後は、社会教育委員研修会でワークショップ。テーマは「人々のウェルビーイングを実現するために社会教育委員が取り組むこと」。ファシリテータは、午前に引き続き、栃木県立真岡工業高校校長、井上昌幸氏。

参加者4～5人ずつの編成でグループワーク。私のグループは、北栄町（玉木）、岩美町（山口）、南部町（都田）、鳥取県（川口）の4名。最初に、「社会教育委員会議のチェックリスト」を記入して、社会教育委員会議の状況を把握するシート。今回の研修会で注目したものでした。

「社会教育委員会議のチェックリスト」

次の①～⑮について、あてはまる場合は右の空欄に○印を付けてください。

A, B, Cそれぞれの項目で、一番○が多かったところがあなたの会議タイプです。

A タ イ プ	① 教育委員会からの諮問を受け、答申や建議を行うために議論している。	
	② 全体会議の他、部会や小委員会を作って詳細に審議が進められている。	
	③ 審議事項に関する資料は事前送付され、発言の準備をした上で出席できる。	
	④ 委員同士が自主的に集まって話し合いを行う場合もある。	
	⑤ 委員の提言が行政の施策として実現しているものが多い。	
B タ イ プ	⑥ 諮問は受けていないが、政策提言のために審議を行っている。	
	⑦ 年3回以上の会議を開催し、審議を行っている。	
	⑧ 審議事項のテーマは事前に連絡があるが、関連情報の提供はない。	
	⑨ 委員のメンバーは団体の役職にとらわれず、熱意のある方が選任されている。	
	⑩ 委員の提言の一部は行政の施策に生かされている。	
C タ イ プ	⑪ 年間事業計画の承認など報告事項に近いものが主な課題である。	
	⑫ 年間1～2回の会議を開催し、審議を行っている。	
	⑬ 審議内容は当日会場で資料を見るまで分からない。	
	⑭ 委員は役職等で機械的に選出された方が多く、熱意のある方ばかりとは限らない。	
	⑮ 会議の結果は行政施策に反映されているのかどうか分からない。	

「社会教育委員会議のチェックリスト」の解説は、○の数が一番多かったところが自治体タイプ。

Aタイプ…素晴らしい取組と運営です。行政の担当者とともに、よい答申を出してください。

Bタイプ…前向きに取り組まれていると思います。ただ、もう一步できることがあると思います。

Cタイプ…運営に改善の余地が見られます。行政の担当者とともに、改善を図っていきましょう。

県内のほとんどがBタイプかCタイプの中、鳥取市と南部町だけがAタイプとのこと。同じグループに南部町の方がおられたので、様子を伺ったところ、委員会は年6回あり、町内のイベントには積極的に参加、名札や名刺もあり、教育委員との懇談会も行っているとのこと。委員のつながりも密で、委員同士のふれあいを図るために「飲み会」もよくあるとのことでした。

今回は、グループでの話し合いが多くあり、日頃の課題を出し合い、課題解決のための知恵も出し合いました。最後にはグループごとの発表も行なわれ、充実した時間となりました。

令和6年度 鳥取県社会教育関係者研修会

(報告) 令和6年11月14日

清水 武

日時 令和6年11月13日(水) 午前10時30分～午後4時

会場 倉吉未来中心

基調講演・井上昌幸氏 10時40分～12時15分

栃木県立真岡工業高校校長、文科省中央教育審議会専門委員

「変化する時代の社会教育推進の方向性について」

【1】「教育」が目指す方向性について

【社会状況の変化】

- ・人生100年時代の到来 ⇒ 生涯にわたる学習と地域コミュニティ活動へ関わる力が必要
 - ・新たな社会「Society5.0」 ⇒ ICTを利用し活用する資質・能力を育成していく必要
 - ・持続可能な開発目標「SDGs」 ⇒ グローバルな視点を育てていく必要
 - ・新型コロナウイルス感染症の蔓延 ⇒ コミュニケーション能力の欠如への対応や社会性の涵養を行う必要
- 「ウエルビーイング」とは何か・・・身体的・精神的・社会的に良い状態
自分だけでなく、家族や友人、地域や国が、どのようにすれば「良い状態」でいられるかを考えること。
良い状態を計測する新たなものさし⇒循環して伸ばすことが社会教育の役割

【2】社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方

「社会教育士」の育成と活用・・・「社会教育主事」が間接的な支援に対し、「社会教育士」は直接的な支援をする
(令和6年6月～) 現場レベルの活動において人々の活動の支援を行う。

【3】社会教育委員の役割を考える

社会教育委員・・・・・・地域の実情を「把握する」⇒・目指す地域像・住民像に向けた「提言」をする
・住民への「支援」

地域(ヒト、モノ、コト)のあるべき姿を描くとともに、取り組むべき施策の方向性を提言する。
そのことが地域の活性化につながる。

【4】地域づくりにおける社会教育の役割

- ・地域課題は地域ごとに異なる。 都市部、農村、新興地域など。
 - ・地域課題は時間により変化する。 現在⇔5年前⇔10年前
 - ・地域課題は生活や環境に関係する。 高齢化、過疎化。住民の交流。家庭教育支援など。
- ☆いつのまにか地域活動を学んでいる・・・生涯学習への参加に

(この裏に井上先生の地域づくりの例示あり)

【5】社会教育の新たな役割を考える

コロナ禍を通して変わったこと

- ・働く場の変化→テレワーク導入が令和2年から急激に進行
- ・父親の育児休暇の取得が、6%→17%へ
- ・学校の変化 校内LANの整備、生徒一人一人に末端、電子黒板設置など
- ・新学習指導要領の実施 高等学校進学率の推移 -2.3%ダウン⇒通信制に
- ・不登校児童生徒数の急激な増加 小5万→10万人、中13万→19万人、高5万→7万人

社会教育に求められる対応(取組の方向性)

- ・社会教育活動のボーダレス化 →母親から父親も対象に、勤労者対象講座休日→ICT活用
- ・新たな教育課程に対応した連携・協働
- ・子どもたちのコミュニケーション力の向上 →バーチャル空間からリアル空間へ(体験活動など)
- ・新たな社会教育人材の活躍 →社会教育士

【4】の例示

井上先生の「地域づくり」の例示

「学校支援をととした地域づくり」の例示（段階があり、初期→究極へ）

- 初期 ↓ 究極
- ・学校の情報や支援者の活躍等を地域に情報発信する
 - ・住民を学校の支援活動に結びつける
 - ・支援者を他の地域活動に結びつける
 - ・住民同士のつながりづくりを行う
 - ・地域課題を住民に提示して解決を支援する
 - ・住民が自ら課題を見つけ住民同士で解決できるように支援する

「青少年教育を通した地域づくり」の例示（段階があり、初期→究極へ）

- 初期 ↓ 究極
- ・青少年が参加できる体験活動を企画する
 - ・青少年を体験活動に参加させる
 - ・青少年に他の地域活動の情報を提供する
 - ・地域住民と青少年とのつながりづくりを支援する
 - ・地域住民と青少年による地域活動を支援する
 - ・住民が自ら課題を見つけ住民同士で解決できるように支援する

「家庭教育支援をととした地域づくり」の例示（段階があり、初期→究極へ）

- 初期 ↓ 究極
- ・子育て中の親が参加できる活動や場を企画する
 - ・子育て中の親を家庭教育学級に参加させる
 - ・子育て中の親に子育てサロンの情報を提供する
 - ・家庭教育支援団体とのつながりづくりを支援する
 - ・家庭教育支援団体による活動を支援する
 - ・住民が自ら課題を見つけ住民同士で解決できるように支援する

分科会・井上昌幸氏 13時15分～14時45分

社会教育委員研修会

ワークショップ「人々のウェルビーイングを実現するために社会教育委員が取り組むこと」

【1】講義 13時15分～14時

・社会教育委員の役割の再確認

地域(ヒト、モノ、コト)のあるべき姿を描くとともに、取り組むべき施策の方向性を提言する。

地域の実情の状況把握をする。(答申という形が一番良い。建議は予算につながらない。)

地域課題解決のための取組→地域の活性化につながる

教育委員会議のチェックリストで、自分の所はどのタイプかを知る。(Aタイプ=南部町、鳥取市)

【2】グループワーク

①日頃の課題を共有しよう 20分 記入5分、話し合い15分、以下同じ

社会教育委員として課題として感じていることを付箋紙に書き、

模造紙にグルーピングして貼っていく。

②課題解決のための知恵を出し合おう 20分

続けたいこと・良いこと。不満点・問題点。試したいこと・工夫すること。

改善するためにはどうするか。

③話し合いを共有しよう 10分

各項目ごとに発表する。

①生涯学習課 文化・スポーツ推進室

令和6年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ・ねんりんピックソフトテニス交流大会の開催（10月19日～21日）
- ・勤労者体育センター解体工事（R6.8月終了）
- ・大誠体育館解体工事（R7.3月終了）
- ・すいかながいの健康マラソン大会

年間スケジュール

社会教育関係事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
（1）社会教育委員等の会議・研修等		●(5/30)							●(12/2)			●	
		●各種研修							●●社会教育関係者研修会（11/26、12/14）				
									●鳥取県社会教育振興大会（11/13）				
（2）社会教育推進事業		●生涯学習出前講座											
									●新メニュー取りまとめ				
									●新メニュー周知				
（3）青少年教育事業		●総会(5/20)								●役員会(12/2)			
			●青少年育成連絡会(7/18)						●青少年育成連絡会				
			●あいさつ運動推進強調期間(5/27～31)										
								●あいさつ運動推進強調期間(9/30～10/4)					
			●見守りパトロール						●見守りパトロール			●見守りパトロール	
			あいさつ運動推進事業所募集										
		●成人式								●式典(1/3)			
		●放課後子ども総合プラン運営委員会											
			●運営委員会(7/3)						●運営委員会				
		●子どもほくえい塾事業											
		子どもほくえい塾											
		●中部地区少年少女のつどい								●ハイスクールフォーラム			
		●(5/12 開催地：北栄町)								●(12/14 開催地：鳥取県立美術館)			
（4）家庭教育推進事業		●家庭教育12か条、6:30運動の推進											
（5）社会教育関係団体への支援		●PTA活動の補助(●補助金申請～●実績報告 随時)											
		●婦人会活動の補助											
		●補助金申請										●実績報告	

文化・文化財事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 芸術文化の鑑賞・体験	・芸術鑑賞教室・青少年劇場 開催校決定 ← (公演予定) ・アートスタート支援（通年受付）												
(2) 伝統文化・伝統芸能の継承・保存	・伝統文化・伝統芸能の継承・保存（随時）												
(3) 北栄文化回廊事業	・北栄文化回廊 (11/3～15) ※メイン期間												
(4) 文化財保存活用地域計画関係事業	・事業推進（・由良台場・六尾反射炉発信、連携事業含む）												認定済み
(5) 文化財、天然記念物等の保護及び管理	・文化財保護委員会【年間3回】 ●(6/6) ●(11/29) ・文化財保護に関する協議（通年） ●												
文化・文化財事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(6) 埋蔵文化財関係事業	・開発事業との調整・各種調査（通年受付・対応）												
(7) 歴史民俗資料館事業 愛称：北栄みらい伝承館	・歴史民俗資料館管理（施設管理運営：通年） ・歴史民俗資料館運営委員会【年間2回】 ●(6/6) ●(11/29) ・展示事業（通年）												

社会体育関係事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 保健体育総務事業	・北栄町スポーツ推進委員協議会 ・北栄町スポーツ表彰 ●表彰式(2/22)												
(2) 保健体育振興事業	・スポーツ県外派遣費補助金交付（通年・随時） ・北栄町スポーツクラブ事業（社会体育施設指定管理者） ●ソフトボール大会(雨天中止) ●グラウンド・ゴルフ大会(10/6) ●駅伝大会(11/17) ●バレーボール大会(11/26) ●バドミントン大会(12/8) ●卓球大会(1/19) ●バスケットボール大会(2/16) ・北栄てくてくウォーキング ●第1回(4/20) ●第2回(6/22) ●第3回(10/5) ●第4回(1/1) ・訪問型ニュースポーツ体験事業												
(3) すいか・ながいも健康マラソン大会事業	・すいか・ながいも健康マラソン大会 ●マラソン大会(6/16) ●実行委員会（通年）												

令和7年度事業計画について（予定）

合併20周年記念事業

- ・すいか・ながいも健康マラソン特別大会（R7.6.15）
- ・歴史民俗資料館特別企画展「北栄町の文化財（仮称）」

②（一財）北栄スポーツクラブ

令和6年度 （一財）北栄スポーツクラブ事業計画

～スポーツ・健康・まちづくり～

1. 基本方針

- (1) 町民が生涯を通じ豊かで活力ある生活を営むため、生涯スポーツ社会の創出と定着の推進を図る。
- (2) 「町との協働によるまちづくり」の具現化を図り、健康で明るいまちづくりを推進する。
- (3) （一財）北栄スポーツクラブの趣旨を啓発し、会員の増員並びに多様なクラブの育成を図り、総合型地域スポーツクラブの浸透を推進する。

2. 事業内容

基本方針に沿い理事会・評議員会を随時開催し、具体的には次の事業を行う。

月別事業（大会・教室等）

月	事業名	開催場所
4	北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式 健康運動教室（毎週月・木・金曜日） ヨガ教室（毎週水曜日） バランスボール&フィットネス教室（毎月第1・3土曜日） バドミントン教室（毎週水曜日）	海洋センター 海洋センターほか 海洋センター 海洋センター 海洋センター
5	北栄ナイター野球リーグ開幕	大栄野球場
6	プールオープン	海洋センター
7	東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（三朝町） 水泳教室（8月まで） 北栄BG塾（8月まで）	東伯郡内一円 海洋センター 海洋センターほか
8	ランニング教室（11月まで） 自然体験セミナーin隠岐（2泊3日） 北栄ソフトボール大会 9月へ変更 夏季県民スポレク祭	大栄中学校グラウンドほか 隠岐西ノ島町 大栄野球場ほか 全県
9	北栄ウォーターフェスティバル 北栄ゴルフ大会 中止 北栄ソフトボール大会 雨天中止 プールクローズ	海洋センター 旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部 大栄野球場ほか 海洋センター
10	北栄グラウンド・ゴルフ大会 中部駅伝競走大会 秋季県民スポレク祭	レークサイド大栄 中部一円 全県

月	事業名	開催場所
11	北栄駅伝競走大会 北栄バレーボール大会	お台場公園周辺 大栄中学校体育館ほか
12	北栄バドミントン大会 北栄剣道大会 ジュニア指導者研修会	北条中学校体育館 北条ふれあい会館 海洋センター
1	元旦マラソン&ウォーキング大会 北栄卓球大会 パットゲームスター大会	北条農村環境改善センター 大栄中学校ほか 海洋センター
2	冬季県民スポレク祭 スキー教室 北栄バスケットボール大会 スポーツグランプリ表彰式	全県 恩原スキー場 北条中学校体育館ほか 大栄農村環境改善センター

3. 事業

(1) 主管事業

- ・北栄スポーツクラブ各種団体育成事業
- ・クラブハウスの開放事業
- ・スポーツ安全保険の加入奨励事務
- ・クラブ指導者の養成研修
- ・クラブマネジャーの養成
- ・自然体験セミナーin隠岐の実施（B & G交流事業）
- ・各種教室等の開催事業
- ・健康運動教室（毎週月・木・金曜日）
- ・ヨガ教室（毎週水曜日）
- ・バランスボール&フィットネス教室（第1・3土曜日）
- ・北栄B G塾

(2) 協働事業

- ・北栄町健康づくり事業

(3) 補助事業

- ・スポーツ少年団
- ・北栄町駅伝競走大会
- ・スポーツグランプリ表彰
- ・県民スポーツ・レクリエーション祭
- ・中部地区駅伝競走大会
- ・各種スポーツ大会開催事業
- ・元旦マラソン&ウォーキング大会
- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭

(4) 受託事業

- ・学校体育施設の利用受付（北条・大栄小・中学校体育館、運動場、武道館に限る）

4. 指定管理施設

- ・北栄町B & G海洋センター
- ・北条運動場
- ・大栄運動場
- ・大誠体育館
- ・北条野球場
- ・北条ふれあい会館
- ・大栄ふれあい会館
- ・北条体育館
- ・大栄体育館
- ・大栄野球場

以上10施設

令和7年度事業計画について（予定）

- ・トレーニングマシンの活用
- ・北栄ゴルフ大会、自然体験セミナーin隠岐及び大誠体育館の廃止

③生涯学習課 人権教育推進室

令和6年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ・ほくほくプラザ駐車場整備工事（8/23完成）
- ・ほくほくプラザ大規模改修・修繕工事（全館LED、別館エアコン、別館外壁コーキング修繕）

年間スケジュール

事業・業務名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 人権教育推進事業	・人権を尊重するまちづくり審議会事業 ●審議会 (2/28) ・人権啓発活動事業 ●人権の花運動 (10/17, 24) ・人権擁護委員事業(相談：年間) ●街頭啓発 (7/12) ●人権週間事業所訪問等 (12/4) ・人権を学ぶ会事業 各自治会実施 (9月～11月) ●協力員会議 (5/31) ●協力員会議 (7/25) ●協力員会議 (1/16) ●協力員研修会 (3/3) ●地区推進員会議(6/18) ●地区推進員会議 (8/19) ●地区推進員研修会 (2/20) ・人権学習会事業 (小中学校別通年) ・人権教育推進員設置事業 ・鳥取県人権教育推進協議会負担金事業 ●鳥取県研究集会 (8/2) ・人権教育・啓発推進協議会事業 ●理事会 (5/8) ●総会 (5/23) ●理事会 (9/19) ●理事会 (1/29) ●じんけんフェスティバル(12/7)												
(2) 隣保館運営事業 ほくほくプラザ (北栄人権文化センター)	・教養文化教室 (習字：毎月2回) ・おしゃべりサロン (毎月第3金曜日) ・分かりやすいじんけんの話 (年6回) ●職場 (5/17) ●性的マイリティ (9/20, 10/16) ●インターネット (6/21) ●ユニバーサルデザイン (11/15) ●部落問題 (7/28) ●男女共同参画 (12/13) ・ほくほくプラザだより (館報) の発行(毎月) ・部落解放中学3年生交流参加負担金事業 ●部落解放中学3年生交流会 (8/21) ・隣保館運営審議会兼児童館運営委員会 ●審議会兼委員会 (5/27) ●審議会兼委員会 (11/27)												

令和7年度事業計画について（予定）
人権学習会の見直し

④中央公民館

令和6年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ・大栄分館建替設計
・美術展20周年企画

年間スケジュール

事業・業務名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 管理運営	・施設管理運営												
(2) 生涯学習推進事業	・高齢者対象講座（シニアクラブ） ●開講式(4/22) ●スポーツ交流(9/9) ●閉講式(3/10) ●野外研修(10/4,8) ・青少年育成講座 ●おもしろまなびタイム（夏休み除く） ●科学・社会科見学（8/2） ●自然体験（米里）→中止 ・成人対象講座 ●スマホ、健康麻雀、脳トレ教室 ●伝統・伝承講座（2回） ・民芸実習館講座 ●陶芸教室（2回） ●木竹教室（3回） ●水墨画教室（3回） ●木版画教室（4回）												毎月コース学習 全体・総合学習 毎月水曜日概ね2回 美術展 公民館まつり 作品出展
(3) 展示・発表・鑑賞事業	・第20回美術展（11月3日～15日） ●美術展(11/3～15) ・公民館まつり ●作品展（7/13～21） ●芸能発表会（7/15） ・「北栄文芸」発刊 ●第74号 ●第75号 ●第76号 ●第77号												
(4) 団体等の育成と拡充	・文化教室成果還元活動費助成 ・文化団体協議会運営費補助金 ●申請・交付決定 ●完了												
(5) ほくえい未来ラボ事業	・ほくえい未来ラボ ●公募（3～4月） ●中間発表(9/29) ●開講（5～12月） ●最終発表(12/15)												
(6) 中央公民館大栄分館建替事業	・設計（基本・実施設計、解体設計） ●入札・契約 ●完了												

令和7年度事業計画について（予定）

中央公民館大栄分館建替事業（大栄分館解体を令和8年1月～予定）

⑤ 中央公民館 大栄分館

令和6年度中央公民館大栄分館事業計画

～行って楽しい、元気になる公民館をめざして～

- 1 放課後子ども教室推進事業（子どもほくえい塾）
- 2 子ども公民館まつりの開催 令和7年2月23日
- 3 子どもミュージカルの公演 令和6年8月31日
- 4 パソコンカフェの開設 月2回月曜日午後開催
- 5 小筆教室の開催 月2回火曜日午前開催
- 6 切絵教室の開催 月2回金曜日午後開催
- 7 ペン習字教室の開催 月1回火曜日午前開催
- 8 料理教室
 - ① 男性料理
 - ② 韓国料理
 - ③ 生活を豊かにする料理講習
- 9 手づくり教室の開催
- 10 魅力あるロビー展示
- 11 町民の新規学習講座、趣味講座の立ち上げ支援
- 12 その他町民提案講座の実施
- 13 地域が元気になる事業展開を図る

令和6年度放課後子ども教室推進事業「子どもほくえい塾」

1 目 的

平成16年度から令和5年度まで継続実施してきた放課後子ども教室推進事業「放課後子ども総合プラン」により、子どもたちのより安全な居場所づくり、体験活動に取り組める居場所を中央公民館・中央公民館大栄分館に求め、ふるさと北栄町を舞台に、放課後や週末、長期休業中などの様々な体験活動を町民有志ボランティアの指導協力によって行ってきた。令和6年度以降もこれを中央公民館大栄分館において継続し、地域の子ども達を地域の大人が見守り、育て、ふるさと北栄町に愛着を持つ健全な青少年を育成するとともに、地域の大人たちのこれまでの生涯学習の成果を子どもたちに伝承する。

2 実施事業

令和6年4月1日～令和6年10月31日

No.	事業名	場所	指導者	回数	参加 延人数	保護者 延人数	指導者 延人数	備考
1	囲碁教室	大栄分館	囲碁クラブ員	13	56	1	34	第1・3土曜日
2	料理教室（大栄）	大栄分館	大栄地区食生活 改善推進員	3	50		25	指定した土曜日
3	料理教室（北条）	中央公民館	北条地区食生活 改善推進員	3	41		23	指定した土曜日
4	茶道教室（大栄）	大栄分館	吉田宗美ほか	6	43		16	指定した土曜日
5	茶道教室（北条）	中央公民館	吉田宗令ほか	14	89	8	52	指定した土曜日
6	ジュニアスポーツ	海洋センター他	山根雄一ほか	8	51	24	17	指定した日曜日
7	ふるさと花植え隊	コナン通り 駅前通り	大栄生涯学習 まちづくり研究会	7	18	11	43	4～10月 指定した土曜日
8	デコいなり	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	9		3	4月6日 土
9	たけのこ掘り	高千穂	福田愛治ほか	1	12		7	4月20日 土
10	赤十字運動 街頭キャンペーン	道の駅大栄	大栄日赤奉仕団	1	7		5	5月11日 土
11	オリジナルバッグ作り	大栄分館	NPOまちづくりネット	2	12	1	6	5月11日 土
12	点描画	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	8		2	6月8日 土
13	ホテル観察会	下種地区	吉野昭則ほか	1	28	19	5	6月8日 土
14	防災について考えよう	大栄分館	岡本尚機ほか	1	12	3	4	7月6日 土
15	陶芸体験教室	民芸実習館	陶芸教室会員	2	34	18	10	7月21日 8月11日 日
16	夏休みの宿題 習字を書こう	大栄分館	大栄書道愛好会員	2	30		12	7月28日 8月4日 日
17	エコたわしを作ろう	大栄分館	松本美恵子ほか	1	5		5	8月1日 木
18	カレーライスの日	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	100		13	8月7日 水
19	保冷剤でアクアリウム	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	9	1	3	8月19日 月
20	ヘロンの噴水	大栄分館	福田愛治ほか	1	6	1	4	9月28日 土
22	フラワーアレンジメント	大栄分館	長柄敏子	1	13		5	10月19日 土
23	ハロウィンスイーツ	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	15		6	10月26日 土

24	前川魚つり大会	大栄分館	NPOまちづくりネット					11月16日	土
25	水引	大栄分館	NPOまちづくりネット					11月30日	土
26	募金活動でちょボラ	道の駅大栄	大栄日赤奉仕団					12月1日	日
27	コマ	大栄分館	NPOまちづくりネット					12月7日	土
28	パーラービーズで オーナメント	大栄分館	NPOまちづくりネット					12月14日	土
29	書き初め大会	大栄分館	大栄書道愛好会					1月4日	土
30	機織り	大栄分館	NPOまちづくりネット					1月	土
31	チョコバナナバウム	大栄分館	NPOまちづくりネット					2月	土
32	子ども公民館まつり	大栄分館 大栄体育館	NPOまちづくりネット					2月23日	日
33	手形アート	大栄分館	NPOまちづくりネット					3月	月
計				72	648	87	300		

令和7年度中央公民館大栄分館事業計画

～行って楽しい、元気になる公民館をめざして～

- 1 放課後子ども教室推進事業(子どもほくえい塾)
- 2 子どもミュージカルの公演 2025年8月31日
- 3 パソコンカフェの開設 月2回月曜日午後開催
- 4 小筆教室の開催 月2回火曜日午前開催
- 5 切絵教室の開催 月2回金曜日午後開催
- 6 ペン習字教室の開催 月1回火曜日午前開催
- 7 料理教室
 - ① 男性料理
 - ② 韓国料理
 - ③ 生活を豊かにする料理講習
- 8 手づくり教室の開催
- 9 魅力あるロビー展示
- 10 町民の新規学習講座、趣味講座の立ち上げ支援
- 11 その他町民提案講座の実施
- 12 地域が元気になる事業展開を図る

⑥圖書館

令和6年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ①図書館魅力化事業の主催は、図書館と夢の図書館プロジェクトの2本立てで行う。
・新たなメンバーを公募する

- ②図書館における障害者サービスを進める。(長期的に取り組む)
・バリアフリー資料の購入・職員研修

年間スケジュール

事業・業務名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 図書館管理事業	・施設管理												通年
(2) 図書館運営事業	・図書館ボランティア												通年
	●(夏休み) 中高生ボランティア												
(3) 図書館魅力化事業	・夢の図書館プロジェクト企画 (フリーペーパー・読書の木・レールトイ・ブックリサイクル)												随時
	●図書館まつり春夏秋冬(年4回)												
	・ブック&ライフ講座(4回)												ワークショップ
	●図書館コンサート(11/2)												
(4) 絵本でつながるまちづくり事業	・ブックスタート												隔月年6回
	・マタニティ・ファーストブック(パパママ教室含む)												通年
	・おはなし会(館内・こども園、高齢者施設などの巡回)												通年
	・おすすめ絵本リレー(HP)												月1回
	・音読教室												
	●ぬいぐるみおとまり会(8/4)												
	●読み聞かせワークショップ(11/30)												
	●5/16 ●7/18 ●9/21 ●11/21 ●1/16 ●3/15												隔月年6回

令和7年度事業計画について（予定）

- ・魅力化につながる修繕等

○北栄町社会教育委員に関する条例

平成17年10月1日

条例第80号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定により、北栄町に北栄町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、社会教育に関し次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関し諸計画を立案すること。
- (2) 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じこれに対して意見を述べ、助言すること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

第5条 教育委員会は、必要な事項があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則でこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、合併後最初に委嘱する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

○北栄町中央公民館条例

平成17年10月1日

条例第81号

改正 平成21年3月23日条例第18号

平成23年3月28日条例第5号

平成24年3月28日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、北栄町が設置する中央公民館に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町中央公民館	北栄町土下112番地
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿800番地

(公民館運営審議会)

第3条 公民館に法第29条第1項の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任(任期)期間とする。

(利用許可及び取消し等)

第4条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の利用を許可

せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が利用を不適當と認めたとき。

(使用料)

第5条 公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務等)

第6条 利用者は、その責めに帰することのできる理由によって公民館の設備その他の器具を滅失し、又は破損した場合は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、教育委員会の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に、北栄町中央公民館大栄分館(以下「大栄分館」という。)の管理を行わせることができるものとする。

2 前項の規定により、指定管理者に大栄分館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 法第22条に掲げる業務
- (2) 大栄分館の利用許可に関する業務
- (3) 大栄分館の使用料の収受に関する業務
- (4) 大栄分館の維持管理に関する業務
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合(以下「指定管理者管理の場合」という。)、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

- 4 指定管理者管理の場合、別表の使用料の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、その使用料は指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館条例(昭和62年北条町条例第3号)又は大栄町立中央公民館条例(昭和46年大栄町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 平成18年3月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び大栄町行政財産使用条例(昭和45年大栄町条例第26号)の使用料の例によるものとする。

附 則(平成21年3月23日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○北栄町中央公民館条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第18号

改正 平成21年4月1日教委規則第2号

平成23年2月25日教委規則第1号

平成23年3月30日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館運営審議会の委員長等)

第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

(定足数)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の調製)

第6条 議事録は、公民館長が調製し、委員長及び副委員長が指名した委員が署名しなければならない。

(利用許可申請)

第7条 北栄町中央公民館(以下「公民館」という。)を利用しようとする者は、条例第4条の規定により中央公民館・大栄分館利用許可申請書(様式第1

号)を、館長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 館長が公民館の利用を許可したときは、中央公民館・大栄分館利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(許可書の提示)

第9条 公民館の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用に際し、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。

(利用日及び利用時間)

第10条 公民館の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、北栄町教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(読み替え)

第11条 条例第7条第1項の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合、第7条、第8条及び第9条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館運営規則(昭和62年北条町教育委員会規則第1号)又は大栄町立中央公民館条例施行規則(昭和46年大栄町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

